

柏崎刈羽原子力発電所7号機の起動試験（原子炉を起動してのプラント全体の機能試験）の実施に際して

平成21年5月11日
原子力安全委員会委員長 鈴木 篤之

5月8日に、新潟県、柏崎市及び刈羽村が東京電力株式会社に対し、柏崎刈羽原子力発電所7号機の運転再開を了解するとの回答を行った。これを受けて、東京電力では、9日に7号機の原子炉を起動してのプラント全体の機能試験（いわゆる起動試験）を開始した。

原子力安全委員会では、新潟県中越沖地震発生後、施設健全性や耐震安全性について科学的・技術的な観点から審議を進め、本年2月、7号機の原子炉を起動し試験を実施するための安全性は確保されているとの見解を示したところであるが、今般、地元自治体においては、地域住民の安全・安心という観点から、熟慮の上で判断されたものと推察する。

原子力安全委員会としては、この判断の重みを理解した上で、引き続き、安全性を専門的・中立的な立場で確認するという当委員会の果たすべき役割を全うしていかなければならないと考えている。具体的には、以下の3点を実施することとしたい。

1. 7号機における起動試験の実施に当たっての安全確認

原子力安全委員会では、地震の影響や長期にわたる停止の影響を考慮し、点検項目の適切な設定や、中間出力運転試験に十分時間をかけること、確認結果の透明性の確保に特段の配慮を行うこと等の必要性を指摘し、これらが事業者の試験計画や原子力安全・保安院の評価に適切に反映されていることを既に確認している。

今後、当委員会は、上記の点を実施されているかについて、原子力安全・保安院から適時に報告を受け、また、重要な点については現地調査を自ら実施して確認していくこととする。特に、出力が50%に達した時点を目途に中間的な報告を受けて確認するとともに、試験が終了した段階では、当委員会として、営業運転を行うに当たっての安全性が確保されているかについて見解を示すこととする。

2. 最新の知見を反映した安全審査指針類の見直し

原子力安全委員会は、最新の知見を継続的に収集・整理し、適切に安全審査指針類に反映させて行くことは、当委員会の重要な役割であると考えている。

原子力安全・保安院では、5月8日に、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）及び原子力事業者等から毎年度耐震安全性に係る新たな知見について報告を受け、取りまとめた知見の反映方針を当委員会に報告する方針を公表した。当委員会では、保安院からの報告に加え、当委員会独自に耐震安全性に関する知見の収集に努め、当委員会の定める安全審査指針類への知見の反映の必要性について判断していくこととする。

なお、この点は、4月30日付け新潟県知事名の文書で要請を受けた点でもあり、「原子力発電所の地質、地盤に関する安全審査の手引き」の改訂作業の加速や最新の知見の反映による安全審査指針類の適時の見直しを行う旨回答したところである。

見直しの方法等については、今後、耐震安全性評価特別委員会における検討も踏まえつつ、具体化を図っていくこととする。

3. 他の号機の施設健全性・耐震安全性の確認等

施設健全性・耐震安全性に関する検討は、7号機が最も進んだ状態にあり、6号機がそれに続いている。6号機以下の施設健全性・耐震安全性については引き続き検討を続けていくが、7号機における安全確認の経験を活かしつつ、しかし、またこれまで同様に予断を持つことなく、耐震安全性評価特別委員会の場において厳格に安全性を確認していきたい。

また、柏崎刈羽原子力発電所で火災や負傷者が続けて発生したことから、東京電力においては、原子力安全・保安院や柏崎市消防本部の指導等を踏まえ、累次の対策を講じてきたところである。原子力安全委員会としては、事業者の対策が機能していくかに関し、継続的に確認していくよう原子力安全・保安院に求めるとともに、必要な監視を行っていくこととする。